

○品田委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。

本日の会議に笠井委員から欠席する旨の届出があります。

議題に入る前ではありますが、7月4日に正副委員長会議が開催され、本日配信している資料のとおり、委員会の統一的な運営を図るための事項が確認されましたので、御一読の上、御承知おき願います。

なお、1(8)のオンライン委員会や9(1)常任委員会におけるテーマ設定に係る取組など、前期の委員会から新たに加わった事項もありますので、必ず確認をお願いしたいと思います。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

本委員会に付託されている陳情は、陳情第17号、あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求めるについてでありますので、御確認願います。

この件に関わりまして、委員の皆様から、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、後期の委員としては初めて扱うため、本日のところは確認にとどめ、保留することといたしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○品田委員長 次に、2、市民生活、福祉、保健衛生及び病院事業並びに清掃及び環境に関する事項についてを議題とします。

まず、(1)所管部局の業務概要の説明について、市政のあらましに基づき理事者から説明を受けたいと思いますが、市政のあらましは今年度からペーパーレス化されております。サイドブックの市政のあらましフォルダに行政編、施設編をそれぞれ配信しておりますので、御確認願います。

それでは、順次、理事者から説明願います。

○金澤税務部長 税務部が所管する業務の概要につきまして御説明申し上げます。

初めに、税務部の組織ですが、税制課、市民税課、資産税課、納税管理課、納税推進課の5課15係で構成されており、職員数は部全体で139名となっております。

業務内容としましては、主に市税の賦課徴収及び国民健康保険料の徴収などの業務を担当しております。行政が様々な市民サービスを提供する上で必要となる自主財源を確保する役割を担っております。

それでは、市政のあらましに基づき、税務部が所管する事業につきまして御説明申し上げます。

市政のあらまし(行政編)の81ページを御覧ください。ここでは、1、税総合オンラインシステム整備と2、宿泊税課税準備の2件を掲載しております。

初めに、1、税総合オンラインシステム整備についてでございます。税総合オンラインシステムは、市税の公平・適正かつ効率的な賦課徴収の実施や税証明の発行など、市民サービスの向上を図るために税情報を管理するためのシステムでございます。この事業は、税制改正等に対応するため必要なシステム改修に係る経費と、今年度につきましては来年1月からガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ移行することに伴い、現在使用する市民税関係のシステムを標準準拠シ

ステムと連携するための経費を計上しております。今年度予算額1億2千770万8千円となっております。

次に、2、宿泊税課税準備についてでございます。この事業は、令和8年4月からの課税を目指し、宿泊事業者への制度周知、様式等の整備及び課税システムを導入するための経費を計上しております。今年度予算額866万7千円となっております。

最後に、91ページ中段を御覧ください。90ページから掲載している10、窓口業務の改善のうち、(2)コンビニ交付サービスについてでございます。税務部所管分としましては、令和元年10月から所得課税証明書のコンビニ交付を実施しており、令和6年度の発行件数につきましては、③実績の表に記載のとおり、所得課税証明書として3千514件となっております。また、今年度はシステムの運用などに要する経費を計上し、予算額355万1千円となっております。

以上、概略的でございますが、税務部が所管する業務内容についての説明となります。

よろしくお願ひいたします。

○樽井市民生活部長 市民生活部の業務の概要につきまして御説明申し上げます。

初めに、部の組織といたしましては、市民生活課、地域活動推進課、市民課のほか、神居、江丹別、永山、東旭川、神楽、西神楽及び東鷹栖の7支所で構成されており、3課7支所で職員数は153名でございます。

次に、業務の概要についてでありますが、戸籍の届出や住民異動などの受付、各種証明書、マイナンバーカード、パスポートの発行のほか、町内会や市民委員会、地域のまちづくりに関する事、コミュニティ施設や墓地、火葬場の管理など、市民の皆様にとって身近な業務を取り扱っております。

それでは、市民生活部が所管する主な事業につきまして、市政のあらましに基づき順次御説明申し上げます。

まず、行政編では82ページから94ページまでに掲載されておりますが、83ページを御覧ください。5の結婚支援についてでありますが、2、縁結びネットワーク活動促進事業につきましては、本市と結婚支援活動を行っている団体で構成するあさひかわ縁結びネットワークを平成28年に設立し、結婚支援に関わる情報の収集や発信など、結婚の希望がかなえられる環境整備を図っております。あわせて、縁結びワーキンググループによる婚活イベントの開催や、結婚支援企画として市内企業と連携し、商品の割引やサービス等の特典を受けられる縁結び特典の実施により、市全体で結婚の機運が高まるような取組を進めております。

次に、86ページを御覧ください。8の市民活動についてであります。1、住民組織活動の推進につきましては、地域課題の発見、解決や地域内の調整を図り、住民と行政とを結ぶ各地区市民委員会や、その全市的な連合組織であります旭川市市民委員会連絡協議会、さらには、町内会が主体的に行う事業を支援することで、住民組織活動の活性化を図っているところであります。

次に、ページ飛びまして89ページ下段になりますが、7、地域情報共有プラットフォーム運営事業につきましては、地域主体のまちづくりの推進に向けて、市民や地域との情報共有の充実や地域活動の活性化、担い手の負担軽減などを図るため、地域情報共有プラットフォームあさひかわくらしのアプリを令和5年度から運用しております。

次に、90ページ上段になりますが、8、市民の日記念事業につきましては、令和4年の市制施

行100年に合わせ、8月1日を旭川市民の日と定めたところがありますが、以降、各種普及啓発のための事業を実施しているところあります。引き続き、市民の皆様がふるさと旭川について理解を深めるとともに、愛着と誇りを育み、未来の旭川へ思いを寄せる機会の創出に向け、事業に取り組んでまいります。

同じく90ページ下段からになりますが、10の窓口業務の改善についてあります。1、住民サービスの向上、（1）DXの推進及び（2）コンビニ交付サービスにつきましては、市民の利便性向上と事務の効率化を図るための取組として、これまで、マイナンバーカードを利用した住民票の写しや印鑑登録証明書等のコンビニ交付を実施してきており、令和5年度には申請人の本籍地市町村に対応した戸籍等証明書の広域交付を、令和6年度にはマイナンバーカードの特急発行制度を開始したところあります。（3）市民課窓口ICT化推進事業につきましては、令和2年度から証明書等の手数料のキャッシュレス決済を導入し、納付方法の選択肢を広げることによる市民サービスの向上を図るとともに、窓口支援システムや事前申請システムの運用を開始することで書かないワンストップ窓口の取組を進めているところであります。

次に、93ページを御覧ください。12の地域まちづくり推進事業についてあります。これは地域で活動する様々な団体が、市内15地域に設置するまちづくり推進協議会を通じて地域課題を共有し、その課題を主体的に取り組む活動に対して本市が補助金や負担金を交付することにより、地域の活性化を図っております。交付対象としましては、地域の活動計画に基づく複数事業を一体的に実施する事業、地域の自由な提案による事業、市が設定したテーマを地域と市の協働事業として実施する事業としており、地域と行政との連携強化を図っているところであります。

次に94ページ、14の旭川聖苑火葬炉等整備事業についてあります。これは、火葬件数の増加や火葬炉の老朽化に対応するため、既存火葬炉の更新を行うものであります、今後も計画的に更新を行いながら火葬場の安定運営を図ってまいります。

次に、市民生活部が所管する施設についてですが、市政のあらまし（施設編）の13ページから38ページまでに掲載されております。

7支所をはじめ、東部まちづくりセンター、住民センター4館、地区センター8館、支所の出張所が併設された地区会館2館、ときわ市民ホール、勤労者福祉総合センター、農村地域センター5館、市民活動交流センター、地域活動センター2館、旭川聖苑などの施設のほか、市営墓地、共同墓を所管しております。

以上、概略ではありますが、市民生活部が所管する業務等の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○川邊福祉保険部長 福祉保険部の業務概要について御説明を申し上げます。

初めに、組織体制ですが、市政のあらまし（行政編）345ページを御覧ください。機構図の下から3部局目にありますとおり、福祉保険部、10課35係で組織いたしております。職員数ですが、61ページの表（2）部局別の現員数、こちらを御覧いただきますと、本年4月1日時点で派遣、休職等を除き、事務職285人、技術職11人の合計296人となっております。

続いて、部長の担当事務についてでございます。国民健康保険課、長寿社会課、介護保険課の分掌事務については、保険制度担当部長が、そのほかの課の分掌事務については福祉保険部長が担当いたしております。なお、地域共生社会推進担当部長につきましては、旭川市社会福祉協議会に派

遣となっております。

それでは、私が所管している福祉保険課、指導監査課、障害福祉課、生活支援課及び保護第1課から第3課で実施する主な事業等につきまして市政のあらまし（行政編）に沿って御説明を申し上げます。

初めに、103ページ下段以降の18、社会福祉行政でございます。地域福祉を中心とする社会福祉行政に関する事項について、幾つか御説明を差し上げます。

まず103から104ページにかけて、2、地域共生社会推進事業でございますが、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制を整備するため、地域まるごと支援員10人と統括支援員1人を配置し、制度のはざまや、複雑化、複合化した困り事を抱え、必要な支援を受けられていない世帯を対象に、関係機関と連携し支援を行うものでございます。

次に、105ページ下段から106ページにかけて、9、民生委員・児童委員についてでございます。現在の委員数、条例で定める定数786人に対して750人と、36人の欠員が生じております。なお、令和7年第1回定例会の条例改正で、委員改選を迎える今年12月1日以降の定数は783人に変更となっております。また、あらましには掲載しておりませんが、民生委員・児童委員の業務負担の軽減を図るため、民生委員児童委員ICT活用推進事業を進めており、令和5年度及び6年度で開発したシステムの運用利用拡大に向けた取組を行っております。

続いて、108から109ページにかけての19、社会福祉法人等についてでございます。中核市といたしまして社会福祉施設や介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等に対する指導監査及び運営指導のほか、事業所の指定更新や有料老人ホームの届出の受付等の事務を行っております。

続いて、109から110ページの20、障がい者の状況についてでございます。身体、知的、精神、それぞれの表の右下に手帳交付者数が記載されておりますが、本年3月末現在で身体障害者手帳は1万5千658人、療育手帳は5千43人、精神障害者保健福祉手帳は3千975人に交付をいたしております。身体障害者については減少傾向にあるものの、知的障害者、精神障害者については年々増加をする状況となってございます。

続いて、111ページの21、障がい者福祉から124ページの24、障害者社会参加推進事業に掲載する障害者の福祉の向上のための事業について、幾つか御説明をいたします。まず、115ページ、中段の1、障害者相談支援事業につきましてですが、旭川市障害者総合相談支援センターあそーとなどで、障害者からの相談に対し必要な情報の提供、助言等を行っております。

次に、123ページの15、障害者就労支援事業、16、障害者就労訓練事業、17、障害者職場実習推進事業につきまして、市有施設において就労訓練機会を提供するほか、民間企業における職場実習の機会の拡大を図るなど、障害者の就労を支援し、自立と社会参加の促進に取り組んでございます。

次に、124ページ上段の21、医療的ケア児等支援事業につきましては、令和6年度に相談窓口を設置し、医療的ケア児等コーディネーターや看護師による相談支援のほか、関係者間のネットワークの構築に努めております。

続いて、139ページ中段の27、生活困窮者自立支援等についてでございます。1、生活困窮者自立支援推進事業では、生活困窮者に対して包括的な相談支援を行う自立サポートセンターの運

営、困窮世帯の中学生を対象とした子どもの健全育成支援事業、就労困難者に対して伴走型支援を行う就労準備支援事業を実施いたしております。

また、140ページ下段の5、無料低額診療事業調剤処方費用助成事業につきましては、社会福祉法に規定する無料低額診療事業の利用者の院外での調剤処方費用に対して、市独自の助成により生計困難者の生活の安定、健康維持に努めております。

続きまして、141ページ、28、生活保護についてであります。本市における生活保護の状況でございますが、中段にある表のとおり令和6年度の平均値で世帯数は9千574世帯、人員で1万1千390人となっており、世帯数、人員ともに減少傾向にあるものの、人口1千人に対する被保護人員の割合を示す保護率は、依然として全国、全道の数値を上回る状況にございます。142ページ、(5)の表には、扶助別保護費の推移をお示ししており、保護費の総額は被保護者の減少により令和5年度までは減少傾向となっていましたが、令和6年度については、医療扶助費がコロナ禍前の令和元年度以来の100億円となり、前年度より増加となったところでございます。

次に、所管施設につきまして、市政のあらまし(施設編)に沿って御説明を申し上げます。

施設編39、40ページに掲載しております、障害者福祉センター(おぴった)についてでございます。障害者の自立及び社会参加の促進を図るとともに、市民の健康維持増進を図り、市民福祉の向上に寄与する目的で開設したもので、運営主体は指定管理者である特定非営利活動法人旭川障害者連絡協議会となっております。

次に、45、46ページの生活館につきましては、近文生活館、市民生活館の2つの施設があり、地域住民の生活文化の向上及び、社会福祉の振興に寄与することを目的とし、生活相談や教育文化に関する事業などを行っております。

私の所管分については以上となります。

よろしくお願い申し上げます。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 それでは、福祉保険部のうち、私が担当しております国民健康保険課、長寿社会課及び介護保険課で実施している主な事業等につきまして、市政のあらまし(行政編)に沿って御説明申し上げます。

まず、95ページから掲載しております国民健康保険についてでございますが、国民健康保険につきましては、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うことで、制度の安定化を目指す大規模な制度改革が行われており、北海道では、令和12年度を目途に、道内における保険料率の統一を目指しているところでございます。

95、96ページに1、賦課割合・料率の変遷を表で記載しておりますが、今年度の保険料につきましては、医療分の所得割で100分の8.47、均等割で2万8千700円、平等割で2万8千340円などとなってございます。また、表右の賦課限度額については、医療分66万円、支援分26万円、介護分17万円となっており、3区分の合計は、前年度から3万円の増加となっております。

次に、国保料の負担軽減についてでございますが、97ページの3、低所得者の軽減措置等のとおり、(1)の法定による保険料の7割、5割、2割軽減、(2)の未就学児の被保険者の均等割軽減、それに加えて(3)の子育て世帯への経済的支援を目的として、条例で本市独自に18歳未満の被保険者の均等割減免を創設し、均等割額の5割に相当する額を減免する措置を講じていると

ところでございます。

次に、被保険者数等についてでございますが、4、国民健康保険加入状況等のとおり、令和6年度末現在で、被保険者数は5万4千676人で加入率は17.41%となっており、被保険者の高齢化に伴う後期高齢者医療制度への移行や、被用者保険加入者の増加などにより、国保加入者の割合は低下してきてございます。

続きまして、ちょっとページ飛びまして124ページから記載してございます高齢者福祉についてでございます。1、高齢者の状況の表にありますとおり、本市における65歳以上の高齢者人口は、令和7年4月1日現在11万1千895人で高齢化率は35.6%となっております。また、高齢者福祉に関する事業といたしましては、127ページ下の10、高齢者いこいの家や11、老人クラブの育成といった従来からの高齢者の居場所づくりや高齢者自身が自主的な地域活動を展開するための事業を実施しているほか、128ページの13、高齢者バス料金助成事業では、高齢者の積極的な社会参加を促進し、高齢者福祉の増進を図るため、市内路線バスの料金の一部を助成してございます。また、131ページの下の21、介護人材確保支援事業では、介護職の魅力を発信するイベントや多様な人材の参入促進を支援する事業など、介護人材の確保、定着を図る取組を行っております。

続きまして、132ページから掲載してございます26、介護保険についてでございます。まず、本市における要介護等認定者の状況でございますが、132ページの(1)の表のとおり、令和7年3月末現在で2万4千420人となっており、高齢者人口の増減に連動し、認定者数も増減している状況でございます。

次に、133ページ、1、旭川市介護保険事業計画についてでございますが、介護保険事業は、3年ごとに給付対象となるサービスの見込み量や当該見込み量の確保に関わる方針等を定めた事業計画を策定し運用することとされており、今年度は現行計画である第9期介護保険事業計画の2年目となってございます。

次に、同ページ下にあります、2、第1号被保険者保険料では、現行計画期間中の保険料を記載しているほか、134ページから138ページにかけて、保険料の軽減制度や利用者負担額の軽減に関する事業などを掲載してございます。

次に、138ページの11、地域支援事業及び139ページの12、保健福祉事業につきましては、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができるよう、要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても地域で自立した生活を営めるよう支援するものでございます。

続きまして、所管施設につきまして、市政のあらまし(施設編)に沿って御説明申し上げます。40ページ下から41ページを御覧ください。20、老人福祉センターについてでございます。本市では、北部老人福祉センターと東部老人福祉センターの2施設があり、老人福祉法に規定する施設として地域の高齢者に対し各種の相談に応ずるとともに、健康の増進や教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に供与する施設となってございます。北部老人福祉センターは社会福祉法人愛善会が、東部老人福祉センターはワーカーズコープ指定管理者グループがそれぞれ指定管理者となっております。

続きまして、41ページ下から44ページにかけて記載してございます高齢者等健康福祉センタ

一でございます。高齢者の社会参加、生きがいづくり、健康の維持増進及び世代間交流を促進するための施設として、いきいきセンター新旭川をはじめ3施設があり、いずれも、社会福祉法人旭川市社会福祉協議会が指定管理者となっております。

次に、44ページの近文市民ふれあいセンターでございます。こちらは、高齢者の社会参加と生きがいづくり、市民の健康の維持増進及び世代間交流を促進し、健康福祉の増進に寄与することを目的とした施設でありまして、現在、ニサカ・環境衛生指定管理者グループが指定管理者となってございます。

最後に、47ページの地域包括支援センターでございます。介護保険法に規定されている施設で、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていくために高齢者に関する相談を受け、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーのほか、本市独自に配置しております精神保健福祉士等が連携して支援を行ってございます。本市では11か所設置してございまして、それぞれ社会福祉法人や医療法人等に運営を委託しております。

以上、福祉保険部の業務概要の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○山口健康保健部長 健康保健部の所管業務につきまして概要を御説明申し上げます。

まず初めに、健康保健部の組織についてであります。本年4月から部としての保健所を廃止し、新たに立ち上げた健康保健部として7課で構成しており、職員数は令和7年4月1日現在、延べ120人体制となっております。

業務内容全般といたしましては、新型コロナウイルス感染症の対応など、いわゆる感染症法をはじめ、地域保健法や健康増進法、食品衛生法などの関係法令に基づき、地域住民の健康を支えるための業務を行っております。

次に、市政のあらまし（行政編）の143ページを御覧ください。地域保健法に基づき、都道府県、政令指定都市、中核市等が設置する保健所は、本市においては平成12年の中核市移行により設置しているところですが、本年4月より公衆衛生業務に特化するため部内に設置する保健所として再編し、医務薬務課、保健予防課、衛生検査課及び食肉衛生検査所の4課での構成となり、職員数は医師、歯科医師、獣医師などの技術職と事務職を合わせ、現在、延べ70名体制で業務に取り組んでいるところであります。

続いて、主な事業について御説明いたします。まず初めに、30の地域保健では地域保健法等に基づき、本市における地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する保健所運営協議会を設置しているほか、各種研修及び学生実習の受入れを行い、地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上に努めております。

次に、144ページの31、医務・薬事では、医療法等に基づき適正な医療や医薬品を確保するため、医療機関等に対する指導を行っております。また、医務薬務課内に設置しております医療安全支援センターにおいて、市民からの医療相談に対応するなど、安全な医療の確保に努めております。

次に、下段の32、医療では、市民の健康と生命を守るため、146ページにあります急病対策事業体系図のとおり、旭川市医師会等の協力を得ながら、初療、二次診療、三次診療から成る体制を確保し、急病患者に対する適切な救急医療の提供に努めているほか、医療従事者の養成に対する

支援等を行っております。

次に、150ページからの34、成人保健では健康増進法等に基づき、疾病予防や健康の保持増進を図るため健康教育、健康相談などを行っているほか、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健康診査の結果による特定保健指導等を行っております。

次に、152ページからの35、保健予防では、予防接種事業や結核などの感染症予防対策、歯科保健、がん検診、精神保健、難病相談支援事業などを行っております。予防接種事業のうち、帯状疱疹ワクチンにつきましては154ページに記載がありますが、今年度から定期接種として65歳を対象に実施しており、66歳以上の方につきましても、令和11年度末までの期間で経過措置があります。

次に、163ページからの36、健康づくりでは、第3次健康日本21旭川計画に基づき、市民の健康寿命の延伸のため健康増進事業を行うほか、第4次旭川市食育推進計画に基づき、各種普及啓発事業など、健康づくりの総合的な推進に取り組んでおります。また、令和5年度に策定したスマートウェルネスあさひかわプランに基づき、あさひかわ健幸アプリの機能を活用しながら、歩くこと等をきっかけとした健康づくりを進めております。

次に、165ページからの37、生活衛生では、生活衛生関係営業施設等の衛生水準の維持向上を図るため、各関係法令に基づき監視指導を行っております。また、動物愛護センターでは、やむを得ない理由により、愛玩動物の引取り、飼養管理、譲渡や負傷した動物の治療を行うほか、旭川市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、旭川市動物愛護基金を活用しながら、動物愛護の精神や適正飼養の普及啓発を行っております。

次に、167ページ下段の38、食品衛生では、食品衛生法に基づき旭川市食品衛生監視指導計画を作成し、食品の製造・販売施設等の監視指導、収去検査などを行っております。また、食品を原因とする健康被害が発生した際やその疑いがあるときは必要な調査を行い、被害の発生拡大防止のための対策を講じております。

次に、168ページからの39の試験検査では、感染症及び食品衛生法に基づき、感染症や食中毒などの各種生物検査、また、食品、水質、空気等の各種理化学検査を行っております。

次に、169ページの40、食肉衛生検査では、安全で衛生的な食肉の生産流通のため、主にと畜場法に基づき、所管する屠畜場に搬入される牛、豚などの食肉検査や屠畜場の衛生管理指導を行っております。

次に、下段の41、保健厚生統計調査では、統計法などに基づき、保健福祉行政施策の基礎資料とするため各種統計調査を行っております。

最後に、所管施設についてありますが、第2庁舎隣の動物愛護センター（あにまある）と市中心部から少し離れた東鷹栖にあります食肉衛生検査所がございます。施設の沿革や規模等につきましては、市政のあらまし（施設編）の48ページと49ページに掲載されているところであります。

以上、概説的でありますが、健康保健部の所管業務の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○太田環境部長 環境部が所管する業務につきまして御説明申し上げます。

初めに、環境部の概要についてでございます。環境部の事務分掌には廃棄物の処理及び清掃に関する事項及び環境保全に関する事項があり、本市の環境施策の基本指針である環境基本計画をはじ

め、ごみ処理・生活排水処理基本計画や地球温暖化対策実行計画などに基づき、6課107名の職員体制で各種施策を展開しているところでございます。

それでは、市政のあらまし（行政編）に基づき、環境部の主な所管業務につきまして御説明をさせていただきます。

170ページから192ページにかけまして環境部の所管業務が掲載されてございますが、初めに、廃棄物の処理及び清掃に関する事項といたしまして、170ページにございます42、廃棄物から順次御説明をさせていただきます。

1、ごみ処理の概況についてでございますが、高度経済成長に伴う大量生産、大量廃棄による様々な環境問題を解決するため、国は循環型社会形成推進基本法の施行や、廃棄物処理法の改正などにより廃棄物・リサイクル対策の拡充・整備を図っており、本市でもそうした状況を踏まえながら、旭川市ごみ処理基本計画に基づき、廃棄物の排出抑制、資源化、適正処理を推進してまいりました。

次に、2、ごみの収集及び処理についてでございますが、本市では平成8年1月から家庭ごみの分別収集を開始し、その後、順次分別区分を拡大しながら、平成19年度からは家庭ごみの有料化と合わせ13分別収集としてございます。ごみの収集につきましては種類に応じて直営及び委託により実施しており、直営収集につきましては粗大ごみや剪定枝などをじんかい車により戸別収集するほか、高齢者世帯などに対するふれあい収集などを①の表にございます人員・車両体制で実施しているところでございます。委託収集につきましては燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみなど各家庭からごみステーションに排出されたごみを、171ページの②の表にありますように12の事業者により実施しております。また、その下の③の表には委託料の推移を示してございますが、委託料につきましては人件費や燃料費の高騰などにより年々増加傾向にございます。

次に、174ページを御覧ください。3、ごみ処理実績及び処理原価では、①の表で一般廃棄物に関する総排出量及び内訳の令和4年度からの推移をお示ししてございますけれども、表の下段、総排出量を見ていただくと、令和6年度は10万5千159.7トンと、人口減少などに伴い年々減少傾向にあることが分かります。

次に、176ページを御覧ください。6、ごみ減量化の推進では、家庭ごみ分別収集カレンダーの全戸配布などによる分別の徹底に関する普及啓発をはじめ、177ページにございますごみ減量出前講座や指定ごみ袋の製造等に関わる家庭ごみ処理費用適正化事業、食品ロス削減対策等に取り組むごみ減量アクション推進事業、子どもの環境意識を高めるための環境フェスタなど様々なごみ減量化に向けた事業を実施しております。

次に、178ページの7、リサイクルの推進では、ペットボトルやプラスチック製容器包装などの再商品化を図る資源リサイクル事業をはじめ、市民団体による資源回収活動に奨励金を交付する再生資源回収促進事業、事業系ごみの減量、資源化を推進するための事業系ごみ分別推進事業、資源物の拠点回収や粗大ごみの資源化を図る資源ごみ回収推進事業などを実施しているところでございます。

次に、182ページを御覧ください。9、廃棄物処理施設の適正な維持管理・整備及び周辺環境の保全を御覧ください。（2）の次期最終処分場整備事業では、現処分場が令和12年3月に埋立て期限を迎えることを見据えながら、次期処分場の整備に向けて、令和6年度には建設地とな

る神居町春志内の環境影響調査や基本設計を実施、令和7年度は土木施設の実施設計や管理棟の基本設計のほか、地質調査や用地確定測量などを実施してまいります。

次に、（4）缶びん・等資源物中間処理施設整備事業は、近文リサイクルプラザに代わる新たな施設として、東旭川町上兵村に（仮称）旭川市リサイクルセンターを整備するものであり、この後視察していただく施設でもありますけれども、既に建物の工事は完了しており、現在は本年10月からの供用開始に向け最後の仕上げとなる外構工事を行っているところでございます。

次に、（5）近文清掃工場基幹的設備改良事業につきましては、平成8年に供用を開始した近文清掃工場の再延命化を図るものであり、約50年間の運用をめどに、令和6年度から4か年にわたる再延命化工事に着手しているところでございます。こちらの施設につきましてもこの後視察していただくことになります。これら3施設の整備につきましては、いずれも市民生活に欠くことができない施設として、計画的かつ着実に整備を進めるものでございます。

次に、185ページを御覧ください。43、環境の監視についてであります。1、生活環境の現況についてですが、本市の環境汚染は各種対策の推進により全般的に改善されてきましたが、一部環境基準が達成されないものもあります。そのため、2、大気汚染防止対策をはじめ、187から188ページにかけてございます、3、水質汚濁防止対策や、4、騒音及び振動対策など、様々な項目について監視を行い、必要に応じて事業所の立入検査を行うなどの指導強化を行っているところでございます。

次に、189ページを御覧ください。44、環境保全についてであります。1、旭川市環境基本計画の推進と管理では、環境基本計画に定める施策の進捗状況の点検・評価を行うとともに環境白書を取りまとめ公表するほかに、環境保全では、市民緑地や環境緑地保護地区、記念保護樹木に関する取組といったものを行ってございます。

また、190ページの4、ヒグマ対策では、警察や猟友会と連携した対応や地域住民への注意呼びかけ、市のホームページなどによる情報発信を行うほか、河川敷にネットフェンスを設置するなどの市街地抑止対策や、郊外部の山林等におけるヒグマの生息状況調査などを行っているところでございます。

そのほかにも、7、生物多様性保全事業では、アライグマの防除やウチダザリガニ、アズマヒキガエルの防除活動を行う市民団体への支援、生物多様性に関する啓発なども行っております。

次に、191ページの45、地球温暖化・エネルギーについてであります。1、地球温暖化対策推進事業では、令和6年3月に改定した旭川市地球温暖化対策実行計画の進捗管理を行うほか、エコ通勤啓発事業や、地球温暖化対策の周知啓発なども行ってございます。また、3、地域エネルギー設備等導入促進事業では、市民を対象に再生可能エネルギー設備等を導入する費用の一部を補助するほか、4、木質バイオマスストーブ導入促進事業では、木質バイオマスストーブを導入する費用の一部を補助することで、ゼロカーボンシティ旭川の実現に向け省エネルギーの強化や再生可能エネルギーの利用促進を図り、温室効果ガスの排出削減による地球温暖化対策の推進を図っているところでもございます。

最後に、環境部の所管施設の概要につきましては、令和7年度発行の市政のあらまし（施設編）の50ページから55ページに掲載されておりますので、必要に応じて御覧いただきたいと思います。

以上、概括的ではございますが、環境部が所管する業務の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○木村市立旭川病院事務局長 市立旭川病院の業務概要につきまして順次御説明を申し上げます。

まず、市政のあらまし（施設編）になりますが、56ページを御覧いただきまして、最初に施設の概要について御説明をいたします。

56ページの（2）沿革になりますが、現在の建物につきましては、入院病棟が平成5年に着工、平成7年に供用開始、また、外来棟は平成9年に着工、平成12年に供用開始となっております。いずれの病棟も、供用開始後20年から30年が経過しておりますが、診療に影響ないよう設備更新等を計画的に行っておりますが、近年の物価高騰も相まって、維持補修に関わる費用が増加してきている状況にあります。

次に、その下の（3）規模になりますが、敷地面積が3万7千165平方メートル、延べ床面積が4万5千920平方メートルで、地下1階、地上7階の鉄骨鉄筋コンクリート造りとなっております。診療科目につきましては、記載のとおり25科、許可病床数は、一般病床372床、精神病床100床、感染症病床9床の合計481床であります。また、現在は一般病床のうち82床が休床となっておりまして、それらを除いた稼働病床数は399床となっております。

また、その下の（4）附属診療所につきましては、江丹別診療所を開設しております、ページ57ページの上段に移りますけれども、毎週金曜日に医師が出向いて内科の診療に当たっているところでございます。

次に、市政のあらまし（行政編）に移ります。こちらは、193ページを御覧いただきたいと思います。当院の現況を掲載しております。まず、（1）の概要になりますが、当院は、市民の健康と福祉の増進を図ることを第一の目的として設置した総合病院であります、救急医療や不採算医療に取り組む一方、高度先進医療を担う道北地域の基幹病院としての役割も併せ持っております、道北一円あるいはオホーツク圏域からも患者を受け入れております。また、平成21年度からは地方公営企業法の全部適用に移行し、病院事業管理者を設置し病院経営を行っております。

次に、194ページ上段の（2）職員構成につきましては、令和7年4月1日現在で582人となっております。また、あらましへの記載はございませんけれども、正職員以外に医師事務作業補助者や看護助手、事務補助などの会計年度任用職員が本年4月1日現在で269人おり、これら在籍者の総数は851人となっております。このほか、入院外来の受付窓口や給食調理、清掃、クリーニング、警備、設備管理などの委託先業者の社員等を含めますと、おおむね1千人規模が勤務する病院ということになります。

次に、その下の（3）延べ患者数になりますが、令和6年度の実績で申し上げますと、入院が合計で9万5千705人、1日当たりで262.2人、外来が合計で20万7千546人、1日当たり854.1人となっており、コロナ禍の令和4年度よりは増加しているものの、コロナ禍以前までの回復には至っていない状況にあります。

最後に、病院の活動についてでございます。その下の2、市民公開講座につきましては、市民の皆様に病気への理解を深めていただき健康の維持・増進等が図られるよう、心臓血管疾患、がん、アレルギーなどをテーマとして、平成19年度から開催しているものでございます。コロナ禍等により一旦休止をしておりましたけれども、今年度からの再開を予定しております。

また、3、出張健康講座につきましては、医師をはじめ当院の医療従事者が団体や地域に出向き、様々な病気の話から生活習慣病の予防、薬との付き合い方などを内容とした講話やストレッチの実践などを平成27年度から実施しているもので、これらの活動を通じて市民の健康づくりに寄与し、より親しまれる病院を目指しているところでございます。

説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

○品田委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、業務概要の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(2)高齢者バス料金助成制度の現状と課題及び当面の進め方に係る審議会の答申について理事者から報告願います。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 高齢者バス料金助成制度の現状と課題及び当面の進め方に係る審議会の答申について御報告申し上げます。

本件につきましては、5月9日の本委員会において、福祉保険部が今年4月に取りまとめた本制度の現状と課題及び当面の進め方の概要と今後審議会に諮問する旨を御説明いたしましたが、その後、5月19日に11名の委員で構成する旭川市社会福祉審議会の高齢者福祉専門部会に諮問を行い、2回の審議を経て、7月4日付で、本日資料として配付いたしました答申書が提出されたところでございます。

審議の中では各委員から様々な御意見をいただきましたが、本制度は、高齢者の外出を動機づける取組として今後も持続的な運用が必要であるとの意見が多くあったほか、高齢者の運転免許証の返納にも寄与する取組であるや、対象年齢は現行の70歳からが妥当であるなどの意見があり、交付時負担金の改定の必要性を認めつつも、現行の対象年齢や1乗車時の負担金、利用限度を設定しないことについては、維持することが望ましいという内容でございました。

こうした意見を踏まえまして、次のとおり答申がございました。

初めに、諮問事項1の高齢者バス料金助成制度の現状と課題及び当面の進め方については、福祉保険部がまとめた現状の課題認識のほか、当面の進め方として、利用者負担の考え方については利用目的に応じた負担割合やキャッシュレス化に向けた環境整備などの検討を引き続き進め、それらが整理されるまでの間は現行の考え方立即して運用すること。また、令和6年度のバス運賃値上げに伴うバスカード交付時負担金の改定を進めることについては、いずれも了との答申をいただきました。

次に、諮問事項2の寿バスカード交付時負担金の改定については、2つの改定素案をお示しし御意見をいただきました。一つは、平成18年度の交付時負担金導入時の考え方に基づき算出した4千円とする案、もう一つは、それに加えて交付時に関わる事務費や人件費を計上し5千円とする案でございますが、答申では交付時負担金導入時の考え方を踏襲し4千円とするのが適当であるとし、その場合、現行の負担金2千円から2倍となることから、改定に当たっては段階的実施など、激変緩和措置を講ずるよう意見が付されたところでございます。

今後、この答申内容を踏まえ、交付時負担金の改定額や改定の進め方について、市としての案を

取りまとめてまいります。

報告は以上でございます。

○品田委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○石川厚子委員 ただいま、寿バスカードの今後について、審議会の答申についての報告がありました。

そこでまず最初にお尋ねしたいんですけれども、旭川市ではこの高齢化率っていうのは上がっていると思うんですが、寿バスカードの交付率は下がっていますよね。これはどういった理由によるものなのでしょうか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 寿バスカードの対象者のうち、交付者数の占める割合が低下傾向にあることの要因についてであります。令和5年度に実施したアンケート調査によりますと、寿バスカード購入者のうち約8割の方が運転免許非保有者となっており、高齢者に占める運転免許保有者の割合が増加していることが交付率に影響しているものと思われますが、それ以外にも制度を取り巻く様々な動向が影響しているものと推察をしております。

○石川厚子委員 高齢者の中で運転免許の保有者が増えているということなんすけれども、それ以外にも制度を取り巻く様々な動向ということですので、バスの減便なんかも影響しているのではないかなというふうに思います。

そこで、以前にも質疑させていただいたんですけれども、寿バスカードの存続に向けて、令和5年のアンケート調査でこの事業を行うために市の予算で毎年2億円程度を必要としている。そのことを示した上で、まずは、70歳以上という年齢を引き上げる。あるいは2千円、身体障害者手帳等の交付を受けている方は1千円というこの交付時負担金を引き上げる。3点目としては、1乗車100円、身体障害者手帳等の交付を受けている方は50円、この料金を引き上げる。これらなどについて考え方を聞いておりますね。私どもの会派は、こういった手法を悪魔のアンケートというふうにお呼びした経緯もあるんですが、いろいろな、こういった選択肢がある中で、このたび、審議会に寿バスカード交付時負担金の改定を諮ったのはなぜなのか、この理由をお示しいただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 高齢者バス料金助成制度につきましては、限られた財源の下、安定的に実施することを目的として、令和5年度のアンケート調査の結果や制度を取り巻く社会環境の変化などを踏まえながら、現状と課題及び当面の進め方の整理を進めてきたところであり、本年4月にそれらの内容を高齢者バス料金助成制度の現状と課題及び当面の進め方として取りまとめたところでございます。

その中で、現状として制度の定着状況がうかがわれること、制度対象者の大多数の方が利用する制度からよりバス利用の必要性の高い高齢者が利用する制度に変化していること、現在の利用者の多くは自ら自動車を運転できない高齢者が中心で通院や日用品の買物などの日常生活の基本的な活動にバスを利用していることなどの4点にまとめ、課題としては制度を安定的に継続するための事業費負担の在り方と、多様な利用形態に応じた制度運用及び利用者負担の在り方の2点にまとめています。それらの課題のうち、特に多様な利用形態に応じた制度運用及び利用者負担の在り方につきましては、対応策の整理や環境整備に一定期間を要することから、引き続き検討を進めつつ、当面、現行の利用者負担の考え方に基いて本制度を運営していくこととしたものであります。

そうしたことから、審議会への諮問につきましては、まず、以上の内容について調査審議を求め、了とする旨の意見を受けた後、現行の利用者負担の考え方に基づき、バス運賃の値上げに伴う寿バスカード交付時負担金の改定案について意見を求めたところでございます。

○石川厚子委員 そこで、改定案1が4千円で2が5千円ということなんですが、平成18年度の導入時には当初3千円を想定していましたが、審議会の答申を受けて2千円に落ちつきましたね。なぜ、この4千円と5千円なのでしょうか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 寿バスカード交付時負担金につきましては、1か月当たり1往復分の料金相当額を負担していただくという考え方を基に設定をしており、平成18年度の導入時に、改定案3千円に対して審議会からの意見を踏まえて2千円とした経過はございます。

今回もこの考え方に基づき現在のバス運賃を適用して算出しており、改定案1として、算出額4千56円を基に改定額4千円、改定案2として、それに加えて交付に係る事務費及び人件費を計上し算出額4千610円を基に改定額5千円としたものでございます。

○石川厚子委員 今まで2千円で利用できたものが値上がりするとなると、普通2千500円とか、せいぜい3千円ではないかなというふうに思うんですよね。例えば、今まで2千円でランチを食べられていたものが食材費などの高騰で値上がりするとして、私なら2千500円までなら食べるかもしれないけれども、3千円になると、ちょっと食べるのやめようかなというふうに思うところだと思うんです。この4千円という金額は高過ぎると思うのですが、いかがでしょうか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 寿バスカード交付時負担金の額につきましては、現行の交付時負担金の考え方で算出した額となっておりますが、現行の額との比較では利用者負担に関する他の方針の内容も参考しますと、進め方について検討の必要性があるものと考えております。

○石川厚子委員 進め方について検討の必要性があるということなんですが、改めて、この寿バスカード事業の目的をお示しいただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 高齢者バス料金助成制度は高齢者の積極的な社会参加を促進し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的としております。

○石川厚子委員 そこで、カードを購入するかどうか市民の方も考えるのではないかと思うんですよね。私の母はもう亡くなつたんですけども、以前、比較的中心市街地に近いところに住んでいたものですから、当初カードを購入しませんでした。それが、膝の手術をして障害者となつたため1千円で購入でき、50円で利用できるようになったために購入しました。

この交付時負担金を4千円にすると、カードを購入しないという市民も出てくるのではないかと思いますが、いかがでしょう。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 寿バスカード交付時負担金につきましては、1か月当たり1往復分の料金相当額を負担していただくという考え方は変わっておりません。そのため、それ以上の頻度で路線バスを利用する方は経済的にメリットが生じることとなります。また、負担金の引上げあるいは改定額そのものへの捉え方もあるかと思われますので、寿バスカード申請者数の動向に影響が生じる可能性があるものと認識をしており、審議会でもそうした意見があつたところでございます。

○石川厚子委員 この答申では激変緩和措置を講じるということも述べられていますが、この点についてはどのようにお考えでしょう。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 答申につきましては、寿バスカード交付時負担金の改定について、4千円が適当であることと、現行の交付時負担金の額から2倍となるため改定に当たっては段階的実施など激変緩和措置を講じられたいという内容であります。改定を進めるに当たり、進め方についても、まず、この答申内容を基に検討してまいります。

○石川厚子委員 使用料、手数料など、1.5倍ルールというのもありますけれども、たとえ激変緩和措置を講じたところで値上げすることに変わりありませんよね。

寿バスカードを購入しないことによって、バスに乗車すること自体やめてしまう市民も出てくるのではないかでしょうか。また、そのことによって、さらにこのバス料金の値上げですかバスの減便につながってくるということも考えられます。さらに、高齢者にとってバスを利用して出かけないことにより家に引き籠もるようになり、先ほど伺った寿バスカードの目的である社会参加ができなくなったり、健康を維持することもできなくなる、そういうことにもつながっていくと思うんですよね。さらには、この高齢者が出かけなくなることによって、経済活性化にも影響が出てくる。

そういう負のスパイラルに陥ってくるのではないかと思うんですが、いかがでしょう。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 この高齢者バス料金助成制度につきましては、先ほど課長からもお話ありましたように、高齢者の福祉の増進を図ることを目的としてございますが、高齢者の皆さんがこの路線バスの利用をしていただいて、それが促進されるということによって、公共交通の安定化にも寄与するものであると考えてございます。そのため、本制度の現状と課題及び当面の進め方を検討する際に、利用者はもとよりバス会社への影響も考慮し、現行の70歳以上を対象とすることを維持しながら制度を安定的に継続するということでございまして、今回バス運賃の値上げに伴う交付時負担金の改定をまず進めるということとしたところでございます。

交付時負担金の改定によりまして、路線バス全体の利用者数にどのような影響が生じるのかということにつきましては、現時点において具体的にお示しすることはできませんが、本制度はバス路線による移動を前提としている制度でございまして、制度の効率的な運用の点からも、公共交通を所管する部局と連携して持続的な運行がなされるよう取り組んでいくことが必要であると認識しております。また、高齢者の健康増進という点では、この制度だけではなくて、外出する動機づけとなるような介護予防に関する取組も併せて進めてまいりたいと考えているところでございます。

○石川厚子委員 最後に部長のほうから介護予防ということも言われましたが、そのためには、この高齢者がバスに乗って出歩くことのできる環境整備が必要であるということを述べさせていただいて、この点についての質疑を終わらせていただきます。

○品田委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(3) 令和7年度旭川市定額減税不足額給付金に係る申請書類の誤送付について理事者から報告願います。

○川邊福祉保険部長 今年度実施しております定額減税不足額給付金の支給事務に関連して、申請書類の誤送付がございました。一部既に報道でも報じられた部分がございますけれども、改めてこの場で御報告と併せておわびを申し上げます。

定額減税不足額給付金ですが、昨年度行った定額減税調整給付金で支給された額と、本来給付を受けるべき定額減税額に差が生じた方を主な対象として実施しております。

税情報に基づく支給対象者リストを基に、7月15日に約3万人の方に通知書もしくは確認書など申請書類の送付を行っております。送付に当たっては、これまでの間に亡くなった方は対象外となりますことから、リストから死者を随時削除しておりますが、令和6年10月10日から10月31日までの間に亡くなった方について削除漏れがございまして、誤って申請書類を送付してしまったものでございます。

判明の経過でございます。7月18日に既に亡くなった方の御家族からの連絡を受け調査をいたしたところ、当該期間の削除漏れによる誤送付を確認したものでございます。人数は39人であり、既に不足額を支給したなどのことはございません。

対応といたしましては、誤送付で御迷惑をかけた方々に対し謝罪文を本日送付いたしております。

今回の誤送付なんですけれども、支給対象者リストの管理事務の中で担当者間の確認不足により発生したものでございます。今後、複数の職員による確認作業を徹底し、再発防止に努めてまいります。

このたびは大変申し訳ございませんでした。

○品田委員長 ただいまの報告につきまして特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(4)生活保護費引下げは違法とした最高裁判決を受けて、この件につきまして、石川厚子委員から発言の申出を受けております。

それでは、御発言願います。

○石川厚子委員 生活保護費引下げは違法とした最高裁判決を受けて、少しだけ質疑させていただきます。

2013年から15年にかけて平均6.5%、最大10%と生活保護費を大幅に引き下げたのは憲法第25条の生存権に反するとして、全国の利用者は、国と自治体を訴えたいのちのとりで裁判で、最高裁第3小法廷は6月27日、保護基準引下げを違法とする初の統一判断を示しました。

まず、この判決をどう受け止めるか、部長の見解をお伺いしたいと思います。

○川邊福祉保険部長 先般出された生活保護基準額の引下げに関する最高裁判決の受け止めということでございます。

私自身が昨年4月にこのポストに就いて以来1年4か月なります。知り合いに保護受給者も複数おりまして、それらの方、保護課で行う手続とは別に私と個人的に話す機会など多いもんですから、そこで、彼らから生の声といいましょうか、切実な訴えをこの間聞いてまいりました。

中身として言うまでもなく、昨今の物価高騰、とりわけ日々の生活に密着しております米価ですか燃料価格ですか、ありとあらゆる食料品、日用品が毎月のように値上げされ止まらないと、そういうた窮状を訴える中身が主であります。これまで僕約して1日1千円で生活してきたのにもう無理だと、これ以上どうしろっていうんだと、そのような先行き不安とやるせなさに満ちた、やり場のないお叱りを受けてきているところであります。

私自身はこうした方々の側に立てば、今回の判決の結果というのは全ての解決にはならないまでも、心待ちにしていた内容ではなかろうかなとそんなふうに受け止めているところであります。

一方の当事者である国はまだ判決内容を精査して適切に対応するというふうにしている段階ではありますけれども、何らかの方針が示され次第、私どもとしても速やかに対応してまいる考え方ございます。

○石川厚子委員 今、部長自ら生の声ですとか切実な訴えを聞いてきたということで、今回の判決は心待ちにしていた内容、こういった答弁がありました。そこで、この2013年から15年の保護費引下げによって、旭川市ではどの程度影響が出たのでしょうか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 2013年、平成25年度から3年間かけて実施されました保護費の減額の状況につきまして、全く収入がない70歳、高齢者単身世帯を例に取りますと、毎月の生活扶助費、冬場の冬季加算、年1回の期末一時扶助を合わせた1年間に受給できる額が、2012年、平成24年度では95万1千100円でございましたけど、2015年、平成27年度では90万9千580円となっております。年収が4万1千520円、率にして約4.4%減ったことになりますので、保護受給者の方の暮らしに深刻な影響を与える規模であったと認識しております。

市全体の生活扶助費の額といたしましては、母子や障害者等の各種加算や必要に応じて支給される一時扶助を含めた額ではございますが、平成24年度では82億3千98万9千円だった決算額が、平成27年度では72億5千291万8千円となっており、約10億円減少しております。

平成24年度と平成27年度を比較して、保護受給者が300人以上減少していることや、市が実際に支給する生活扶助費は、国が定める最低生活費の基準額と保護者の給与や年金、手当等の収入額と比べて足りない分を補う額となることを踏まえますと、生活扶助費が10億円減少した原因が全て保護基準額の引下げによるということではございませんが、少なくともこの減額の相当部分が引下げによるものであることは確かであると考えております。

○石川厚子委員 旭川市では生活扶助費が10億円減少したということです。70歳の単身世帯では、それでも少なくとも少ない保護費、年間100万円に満たないというこの保護費が4万円以上減ったということですので、大きな影響があったことと思います。

判決は国に対する損害賠償請求を棄却しましたが、利用者は最低限度の生活を満たせない状態を9年以上にわたり強いられてきたとして、精神的損害を慰謝する必要性を指摘しております。少なくとも1万円以上の請求を認めるべきだと指摘した裁判官もいらっしゃいました。

国は減額分を追加支給する検討に入ったとのことですですが、国から何か具体的に示されているのでしょうか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 厚生労働省からは7月1日付で事務連絡がございました。先ほど部長からも答弁がございましたが、司法の最終的な判断を真摯に受け止め、判決の趣旨及び内容を十分精査の上、今後の対応について検討してまいりますと書かれているだけでありまして、今後の国の方針につきましては、追加支給を行うかどうかを含め現時点では何も示されていないものと認識しております。

○石川厚子委員 国の検討はこれからかもしれません、違法な保護基準削減の被害は原告以外の全国の受給世帯に及んでおります。法定受託事務なので旭川市としては難しい面もあるとは思いますが、保護費が減額された全ての受給者に対しても全面的な救済措置を講じるべきと考えますが、

いかがでしょうか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 今回の最高裁判所の判決で違法とされましたのは平成25年度から27年度に実施された減額についてでございますが、この減額措置の影響は、当然、それ以降の保護費にも及んでおりますので、担当部局といたしましては、減額措置が始まった平成25年10月以降、今日に至るまで生活保護を受給した全ての人を救済の対象とすることが望ましいものと考えております。

本市において、平成25年度の生活保護受給者は月平均で1万3千702人、本年5月の保護受給者は1万1千324人であります。保護を新規で受ける世帯も死亡などで廃止となる世帯もそれぞれ毎年800世帯から1千世帯あることを踏まえますと、救済の対象とすべき方が実際には何人になるのか抽出するにも一定の時間を必要とするところであります。まして、追加支給すべき額を積算するとなれば、さらに膨大な作業を必要といたします。対象者の方々に一刻も早い救済措置を講じるためには国の判断が早急に必要でありまして、まずは、今後の方針を早期に示していただきたいと考えております。

○石川厚子委員 今、課長のほうから、減額措置が始まった平成25年10月以降、今日に至るまで保護を受給した全ての人を救済の対象とすることが望ましい、このような答弁がありました。

一刻も早く方針を示すよう国に求めていただきたいということを述べまして、質疑を終えさせていただきます。

○品田委員長 この件につきまして、他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(5)市立旭川病院における第27回参議院議員通常選挙不在者投票の投票用紙送致遅滞について、理事者から報告願います。

○木村市立旭川病院事務局長 急遽の案件で大変恐縮に存じますけれども、市立旭川病院における第27回参議院議員通常選挙不在者投票の投票用紙送致遅滞につきまして、配付資料に基づき御報告を申し上げます。

配付資料を御覧いただきたいと存じます。まず、1、事案の概要になります。市立旭川病院につきましては不在者投票指定施設とされておりまして、7月16日及び18日に当院の入院患者の希望者に対しまして不在者投票を実施したところでありますが、旭川市以外の他市町在住者の投票済み投票用紙につきましては、住所地の選挙管理委員会に送致をすべきところ、郵送の手續が取られておらず、結果として、2名の方の投票用紙の送致が締切り時刻に間に合わなかったものでございます。

2の対象者等につきましては、他市町在住者の投票者12名、この12名の方々は8つの市と町に住んでおられる方になりますけれども、12名のうち、結果的に送致ができた、完了となつた方が10名、遅滞してしまつた方が2名ということになっております。

次に、3、経緯になりますけれども、不在者投票終了後の7月18日に投票用紙を郵送すべく封入作業等を行うなどの準備を行つておりましたけれども、ポストへの投函等、郵便局への引継ぎがなされず、そのことに気づかないまま選挙期日7月20日を迎つてしまつました。7月20日の午

後に投票者の選挙管理委員会、他市町の選挙管理委員会のほうから御連絡、御指摘がありまして、投票用紙が未着となっているということが判明し、直ちに対応可能な複数の職員により手分けして各市町選挙管理委員会のほうへ投票用紙を直接持参する対応を取りましたけれども、締切り時刻が早かった遠別町、それから剣淵町の各1名分につきましては、当該締切り時刻までの送致には至らなかった、間に合わなかつたものでございます。

また、4番の対象者への対応につきましては、7月21日、昨日になりますけれども、先ほど申し上げました送致が遅滞してしまった2名の方につきまして、直接御本人に対し御説明、それから謝罪を行いまして御理解をいただいたというところでございます。

これらの原因につきましては5に記載をしておりますとおり、投票用紙が封入された郵便物の送致につきましては選挙期日に間に合わせる必要がありますことから、逆算しますと7月18日には発送しなければならないというところでありましたけれども、郵便物発送を担当した職員にその日、当日中の発送が必須であるという認識がなく未発送のままであった一方で、それとは別の不在者投票担当の職員は発送は完了しているという認識でありますと、認識のずれといいますか、思い違いがあったものと考えております。

最後に、6の再発防止策になりますが、組織内における職員間の情報共有を徹底するとともに、既存の業務マニュアルを見直し送致期限のある郵便物については、その日のうちに確実に郵便局等へ引き継がれているかなどの点検作業をルール化してまいります。

資料の説明は以上になりますけれども、今回このような状況を招いてしまって、この場をお借りしまして、改めて関係者の皆様におわびを申し上げる次第でございます。大変申し訳ありませんでした。

今回の件につきましては、一度たりとも起きてはならないことありますと、特に意を用いて対応しなければならない選挙事務に関わるものであることからも、深く反省をしているところでございます。

今後につきましては、先ほど申し上げましたとおり、二度とこうした事案を起こすことのないよう、組織としてしっかりと再発防止策に取り組んでまいります。

報告は以上でございます。

どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

○品田委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○中野委員 今日、朝、病院のほうからも事前の報告がありました。今、事務局長のほうからもこの件、委員会の場所で報告をいただきました。質疑というよりは意見を述べておきたいというふうに思っております。

起こってしまった事案であります。時間は戻せませんので、ここで、そこについて質問するつもりはありません。ただ、国民の大変な参政権であつたり、選挙権であつたり、こういったことを入院しながらも行使しようというふうに考えを持っていました、その方々に対する、そういう対応としては、非常に不適切な対応であったというふうに思っております。遠別町、剣淵町、それぞれの有権者ということだと思います。それぞれ1票ということではありますと、非常に重たい1票だというふうにも思っておりますし、また、選挙結果がどのような結果であったかまでは私も承知はしておりませんが、全国の選挙結果を振り返ると、1票差で当落が決まったというような状況も当然あ

ったというふうに思っております。万が一、そういういた選挙結果を左右するような1票であった場合、ここで謝罪では本当に済まされないというふうにも受け止めているところでありますので、原因についても、資料の5番目で述べてはいただきましたが、再度徹底をしていただきたい、本当に二度とこういったことのないように、しっかりとこういった業務に当たっていただきたいと思います。また、こういったことを担当する職員の方にも選挙が行われる期日っていうのは事前に分かるわけでありますので、しっかりと余裕を持った形で指導するというか、研修をするというか、そういった対応を行ったとは思っておりますが、しっかりとミスのないように、さらに余裕を持った確実な対応を求めておきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○品田委員長 他に御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 では次に、(6) 所管施設の視察についてであります。

この後、委員会を休憩し、別紙視察行程のとおり所管施設の視察を行いたいと考えております。議長に対する委員派遣承認要求の手続については、委員長に一任願いたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○品田委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時24分

---

(再開されず散会 午後5時04分)